

【別紙 1】

○ 「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」の取扱いに関する留意事項について

改正後	現 行
<p>府令第4条（監査報告書等の記載事項）関係 4-2 府令第4条第1項第1号ホ、第2号ホ及び第3号ホに規定する「明示すべき利害関係」の記載については、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第25条第2項及び公認会計士法施行規則（平成19年内閣府令第81号）第12条の規定により記載すべき内容を記載することに留意する。</p> <p>府令第5条（監査概要書等の提出）関係 5-2 第1号様式記載上の注意(3) aの規定による監査責任者等の氏名の記載は、監査人が監査法人である場合において、監査証明が指定証明又は特定証明に係るものではないときは業務執行社員の氏名を記載し、監査証明が指定証明又は特定証明に係るものであるときは指定社員又は指定有限責任社員の氏名を記載することに留意する。なお、指定社員又は指定有限責任社員の中に業務を執行しない者がいる場合には、その旨を記載することを妨げない。</p>	<p>府令第4条（監査報告書等の記載事項）関係 4-2 府令第4条第1項第1号ホ、第2号ホ及び第3号ホに規定する「明示すべき利害関係」の記載については、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第25条第2項及び公認会計士等に係る利害関係に関する内閣府令（昭和49年大蔵省令第58号）第8条の規定により記載すべき内容を記載することに留意する。</p> <p>府令第5条（監査概要書等の提出）関係 5-2 第1号様式記載上の注意(3) aの規定による監査責任者等の氏名の記載は、監査人が監査法人である場合において、監査証明が指定証明に係るものではないときは業務執行社員の氏名を記載し、監査証明が指定証明に係るものであるときは指定社員の氏名を記載することに留意する。なお、指定社員の中に業務を執行しない者がいる場合には、その旨を記載することを妨げない。</p>